

○進級判定等の実施について

(平成 21 年 3 月 18 日)

沖縄県立看護大学履修規程第 12 条に定める進級判定の実施については、次の定めるところによる。

1 進級判定の趣旨

本学は、看護職者の育成を主たる目的としており、教育内容は、特に専門教育においては関連する専門科目での系統性が強く、一定の知識が前提として求められる。授業科目を履修する前に、前提となる知識の有無を判断し、その確実な修得を図るため、単位制の原則を損なわない範囲で次年次の履修に制限を加える。

2 用語の定義

- (1) 進 級：年度が改まったときに、次の年次に進むこと。
- (2) 原級据置：年度が改まっても、同一年次に据え置かれること。

3 進級判定の時期

- (1) 2 年次末において進級判定を行う。
- (2) 休学等により特に必要がある場合は、(1)以外の時期に判定を行うことができる。

4 進級の基準

履修規程第 12 条別表 3 の進級要件を満たしていること。

5 進級判定の手続

- (1) 教務委員会は、2 年次について 4 の基準に該当するかどうかを審査し、結果を教授会に報告する。
- (2) 教授会は、教務委員会の審査結果に基づき、進級の適否について審議する。
- (3) 教授会の審議結果に基づき、学長が進級の可否を決定する。
- (4) 決定の結果は、掲示により学生に通知する。
- (5) 進級できなかった者については、文書により本人及び保証人に通知する。

6 休学者等の取扱い

休学により単位を取得できなかった者、又は該当年次において不合格科目が多く次年次における科目履修が困難と認められる者は、3 の(1)に定める判定の時期以外の時期においても、教務委員長の申し出に基づき、原級据置とすることができる。この場合の手続は、5 の(2)から(3)及び(5)を準用する。

7 適用の時期

この取扱いは、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。